

大崎市水道事業包括業務に係る水道施設運転管理業務（第三者委託）
受託者選定公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務概要

(1) 業務の目的

この要領は、大崎市水道事業包括業務委託実施に関する基本方針に基づき、施設の管理体制強化と事業全体の効率化並びにサービス向上につなげるため実施される水道施設運転管理業務について、この業務を受託し遂行しうる民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術的能力の優れたものを、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定めるものとする。

(2) 業務名 水道施設運転管理業務委託

(3) 業務履行区域 浄配水施設及び給水区域

- (4) 業務内容
- ① 水道技術管理業務
水道法第 24 条の 3 に規定する委託（第三者委託）
 - ② 運転操作監視業務
 - ③ 保全管理業務
 - ④ 維持修繕業務
 - ⑤ 水質管理業務
 - ⑥ ユーティリティー調達管理業務
 - ⑦ その他電話対応業務
 - ⑧ その他上記に付随する業務

- (5) 業務期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
(契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは引き継ぎ等の準備期間とする)

(6) 本業務に係る委託料の上限額

(令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの期間)

1, 768, 620, 000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

この金額は、契約予定（内訳）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この金額を超えてはならない。

2 事業者募集に関する条件等

(1) 選定方法

高度な技術や専門性、豊かな経験等民間事業者の持つノウハウを活用、効率性や創造性を図るため、本業務の選定は公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定する。

(2) 参加者の要件

① 次のアからケまでのいずれにも該当しないものであること。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持管理運営に協力し、又は関与している法人または個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等

② 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 令和8年度大崎市入札参加者名簿に登録されている者で、当該業種に登録があること

イ 各々の業務に係る公告日から優先交渉権者決定までの期間において、大崎市競争入札参加登録事業者等指名停止要領(平成18年3月大崎市告示第23号)に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き中の者でないこと。

オ 業種；上水道施設、部門；上水道施設の保守管理かつ浄水場・配水場運転管理に登録されていること。

カ 日本国内において、人口10万人以上の自治体・事業体に対し、水道事業(水道用水供給事業及び工業用水道事業)における浄水施設(排水処理を除く。)浄水能力20,000 m³/日以上(浄水施設運転管理業務の受託実績ある者)。

キ 次に掲げる有資格者を配置又は組織できること。

- a 水道法第 24 条の 3 第 3 項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有する者。
- b 水道浄水施設管理技士 2 級以上の資格を有し、かつ資格取得後、浄水場実務経験が 5 年以上の者であること。
- c 要求水準書に定める法令の規程により必要な資格を有する者。
- d 配置技術者は、参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

(3) 参加者の構成等

グループで参加する場合は、グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の、前記「(2) 参加者の要件」の他、次の条件に留意すること。

- ア 構成員の数は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担うこと。また、グループ構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が参加の申請から契約締結の協議まで、当該募集業務の一切の手続きを行う。
- イ グループは、参加表明書及び参加資格確認書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々の携わる業務を明らかにすること。
- ウ 参加者である構成員は、当該募集業務について、単独での応募または他のグループの構成員になることはできない。

(4) 参加資格要件基準日

参加資格要件基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限日（令和 8 年 7 月 13 日）とする。

また、優先交渉権者決定までの期間において、参加資格を欠くに至った場合は、当該企業並びに当該企業を構成員とするグループは失格とする。

3 募集に関する要件等

(1) スケジュール

募集公告から優先交渉権者決定までのスケジュールは概ね次のとおりである。ただし、状況に応じ変更する場合がある。

日 程	項 目
令和 8 年 6 月 29 日 ～7月 1 日	参加予定者対象の現地説明会の実施
令和 8 年 7 月 3 日	参加資格確認及びプロポーザル実施要領等に関する質問の受付期限
令和 8 年 7 月 7 日	参加資格確認及びプロポーザル実施要領等に関する質問に対する回答
令和 8 年 7 月 13 日	参加表明書、参加資格確認書類の提出期限
令和 8 年 7 月 17 日	参加資格確認審査結果の通知
令和 8 年 8 月 3 日	業務提案書等の提出期限
令和 8 年 8 月 20 日	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和 8 年 8 月 下旬	選考結果の通知、公表

(2) 様式の配布

参加申し込みに必要な様式は、大崎市ウェブサイトからダウンロードしてください。

URL <http://www.city.osaki.miyagi.jp/>

(3) 現地説明会

① 現地説明会日程

令和8年6月29日（月）から令和8年7月1日（水）の3日間とし、参加予定者合同で行う。

② 現地説明施設

上古川配水場、清水浄水場、岩出山浄水場、青山浄水場、上野々浄水場を基本とし、参加希望者の要望をもって現地説明施設に加えることとする。

③ 現地説明施設要望

別紙（様式第8号）に記入の上、令和8年6月24日（水）午後4時まで、下記メールアドレスへ送信のこと。

④ 説明会当日に健康管理表を提出すること。（様式第9号）

⑤ 現地説明施設要望については最大5ヶ所とするが、日程の都合上資料での説明となる事もある。

⑥ 現地説明時の移動手段については各自手配すること。

⑦ 現地説明時の参加人数は1グループ（JVの場合はJVとして）につき最大5名とする。

(4) 参加資格確認及びプロポーザル実施要領等に関する質問の提出

① 提出期限

令和8年7月3日（金）午後4時まで

② 提出方法

質問書（様式第4号）に必要事項を記入の上、電子メールにより下記提出先へ送信のこと。
なお、ファイル形式はMicrosoft Word形式とする。

③ 提出先

メールアドレス w-kanri@city.osaki.miyagi.jp

件名は「参加資格確認及びプロポーザル実施要領等に関する質問」とし、送信後着信の確認を行うこと。

担当：大崎市上下水道部 経営管理課 電話 0229-24-1112

④ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月7日（火）午後4時までに電子メール又はFAXで送信するとともに、大崎市ウェブサイトで公表する。

(5) 参加表明書、参加資格確認書類の提出

① 提出期限

令和8年7月13日（月）まで（土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時まで）

② 提出書類

参加表明書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付し、正副各1部を提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

＊グループで参加する場合は、共同企業体結成届出書（様式第2号）、及び下記書類も提出のこと。

イ 登記簿謄本（募集公告以降に交付されたもの）

ウ 定款（最新のもの）

エ 会社概要（最新のもの）

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの。

合わせて、ISO等のマネジメントシステムの取得を確認できるものも含む。

オ 財務状況（直近2カ年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）

カ 水道法第24条の3に規定する業務の内、浄水場の運転管理を含んだ第三者委託の類似業務受注実績表

キ 類似業務受注実績を証する契約書の写し、又は、実績を証明する書類

3-(5)-②-キの資格を証する契約書の写し、又は、実績を証明する書類
包括業務委託の受注実績を証する契約書の写し、又は、実績を証明する書類

ク 水道技術管理者の資格及び在籍を証明する書類

ケ 水道浄水施設管理技士2級以上の資格及び在籍を証明する書類

コ 要求水準書に定める法令の規定により必要な資格を有する者の資格及び在籍を証明する書類

サ 大崎市競争入札参加資格承認通知書の写し

シ 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況が確認できるもの。

③ 提出方法及び提出先

下記宛に持参により提出のこと。

大崎市古川字上古川117番地

大崎市上下水道部 経営管理課 電話 0229-24-1112

(6) 参加資格確認審査結果の通知

参加資格確認審査の結果は、参加者に令和8年7月17日（金）までに電話で連絡をするとともに、書面にて通知する。

4 業務提案書等の提出

(1) 業務提案書に関する事項

① 業務提案書内容

業務提案書の記載内容は下記項目とし、項目毎に章立て、ページ番号を付すこと。

ア 会社内容に関する事項

- イ 受託実績に関する事項
 - ウ 受託水道業務技術管理者に関する事項
 - エ 業務全般に関する事項
 - オ 運転操作監視業務に関する事項
 - カ 保全管理業務に関する事項
 - キ その他技術業務に関する事項
 - ク 事務業務に関する事項
 - ケ 外注委託等に関する事項
 - コ 危機管理体制に関する事項
 - サ 地域貢献に関する事項
 - シ その他業務提案に関する事項
 - ス 包括業務に関する事項
- ② 作成に当たっての留意事項
- ア 原則 A4 版縦型，横書き，左綴じとする。なお，図面等で A3 版を使用する場合は，A4 版に折り込むこと。
 - イ 枚数やフォントの制限は設けないが，言語は日本語，単位は計量法，通貨は日本円，時刻は日本標準時を使用すること。
 - ウ イラストや写真などでのイメージの表現は構わないが，事業者を特定できる表現は用いないこと。
 - エ 年 1 回以上のモニタリング調査を実施し，要求水準の対応度を確認します。
- ③ 資料の貸出
- 業務提案書及び提案見積書の作成に当たり，必要な資料を次のとおり貸出します。
なお，貸出を希望する場合は，前日まで連絡をすること。
- ア 貸出開始日
令和 8 年 6 月 2 5 日（木）から 大崎市上下水道部 経営管理課
（土曜日，日曜日を除く，午前 9 時から午後 4 時まで）
 - イ 貸出資料
 - I 図書類
 - ウ 資料の返却
貸し出した資料は，業務提案書等の提出時に併せて返却すること。
- ④ 提出部数
- ア 正本 1 部（様式第 5 号を表紙として使用）
 - イ 副本 1 0 部
 - ウ 提案書を P D F 化した C D
- ⑤ 提出期間
- 令和 8 年 7 月 2 1 日（火）から令和 8 年 8 月 3 日（月）
（土日，日曜日を除く，午前 9 時から午後 4 時まで）
- ⑥ 提出方法及び提出先
- 下記宛に持参により提出のこと。
大崎市古川字上古川 1 1 7 番地

大崎市上下水道部 経営管理課 電話 0229-24-1112

(2) 提案見積書に関する事項

提案見積書は本業務の5年間に要する費用を積算の上、様式6号及び積算内訳書(独自様式)により業務提案書とは別に、厳重に封函し1部提出のこと。

① 提出期間

令和8年7月21日(火)から令和8年8月3日(月)
(土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時まで)

② 提出方法及び提出先

事業提案書と併せ下記宛に持参のこと。

大崎市古川字上古川117番地

大崎市上下水道部 経営管理課 電話 0229-24-1112

5 優先交渉権者の決定等

(1) 審査委員会の設置

市は、プロポーザルによる審査を公正かつ客観的に行い、目的に最も合致した企画力、技術力及び事業の確実性等を有する事業者を選定するため、大崎市水道事業包括業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置している。

(2) 審査項目及び評価基準

別添「水道施設運転管理業務委託提案評価基準」による

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書の審査に当たり、提案内容に対する質疑や補足説明を求めため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施内容の詳細については、参加資格確認審査の結果の通知と併せ、参加者に通知する。

(4) 優先交渉権者の選定

審査委員会は、業務提案書による事業評価点と提案見積書による価格評価点の合計により参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い評価点を得た参加者を優先交渉権者として選定する。なお、評価点の配点や算出方法については、別添「水道施設運転管理業務委託提案評価基準」に示す。

(5) 選考結果の通知

市は、選考結果を参加者に速やかに通知するとともに、大崎市のウェブサイトで公表する。

(6) 参加者が1社(グループ)であった場合の取り扱い

参加者が1社(グループ)であった場合においても、業務提案書等の提出、プレゼンテーション及びヒアリングを含めた審査を行う。

6 契約手続き

契約手続きにおいて、市は「水道施設運転管理業務（第三者委託）」、「水道料金収納等業務」,「給排水装置等関連業務（第三者委託）」の各業務の優先交渉権者と協議を行う。また、各業務の優先交渉権者はSPC等を組成することを前提に、市と契約交渉を行い、受託者を決定する。

※SPCとは「Special Purpose Company」の略で、日本語では「特別目的会社」と呼ばれ、企業が特定の資産を内部から切り離し、その特定の資産やプロジェクトのためだけに作られる会社。

7 失格事項

本業務を受託するに当たり、提案者が次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 優先交渉権者決定までに参加資格要件を満たさなくなった者
- (2) 提出期限内に業務提案書の提出がされなかった者
- (3) ヒアリングに事前の連絡なく遅刻または欠席した者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった者

8 その他

- (1) 参加表明書の提出以降、業務提案書等の提出期限まで、随時応募を辞退することができる。
この場合、辞退届（様式第7号）を速やかに提出のこと。
- (2) 参加者がいない場合、市は速やかに市のウェブサイトで公表する。
- (3) 公告の日から受託者の選定が終了するまでの間、審査委員会委員及び担当課関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (4) 審査書類の提出及びヒアリングの実施等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (7) 提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (8) 選定された受託者の業務提案書及びヒアリングの内容は、特記仕様書として契約時に採用することがある。
- (9) 提出された書類は、大崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

9 本業務に関する問い合わせ先

大崎市上下水道部 経営管理課

所在地 〒989-6223 宮城県大崎市古川字上古川117番地
電話 0229-24-1112
FAX 0229-24-1114
電子メール w-kanri@city.osaki.miyagi.jp

U R L <http://www.city.osaki.miyagi.jp/>

《添付書類》

- ・ 要求水準書（一部仕様書含む）
- ・ 各種様式
- ・ 提案評価基準（配点等）